

清水町中小企業緊急支援事業給付金概要説明資料

◇事業目的

新型コロナウイルス感染症による影響で売上げが急減した町内の中小商工事業者に対して、事業の継続を下支えするため緊急支援事業給付金を交付する。

◇給付対象者

- 1 町内に独立した事業所（店舗）を有し、町内で事業を営み、引き続き事業を継続していく意思がある者。
- 2 中小企業信用保険法第2条第1項に定める中小企業者であること。
- 3 令和2年3月～4月の合計事業売上額（税抜）が前年同2か月間の合計事業売上額（税抜）と比較して20%以上減少した者。ただし、新規開店により平成31年3月及び4月の売上げ（税抜）合計額との対比が困難な場合は、開業月から令和2年2月までの売上げ（税抜）の平均額に2を乗じた額との対比によるものとする。
- 4 町税等に滞納がなく、清水町暴力団排除条例（平成24年清水町条例第23号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しない者。

◇給付金の額

給付額は売上減少額合計の2分の1。ただし、次の業種ごとに上限及び給付額を定める。

- 1 中小商工事業者（特定業種を除く）
 - (1) 売上減少割合が20%以上 上限10万円
- 2 特定業種（宿泊業、飲食業、サービス業、卸売業、小売業、食品製造業、旅客運送業）にあつては、その上限額を次のとおりとする。
 - (1) 売上減少割合が20%以上40%未満 上限20万円
 - (2) 売上減少割合が40%以上60%未満 上限35万円
 - (3) 売上減少割合が60%以上 上限50万円
 - (4) 2か月間の売上減少額合計が500万円以上 100万円